空き家見守りサービス業務委託契約書

委託者甲＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、受託者乙認可地縁団体日吉台学区自治連合会（代表　　）と、以下の条項により空き家見守りサービス委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

平成　　年　　月　　日

見守り対象空き屋

所在地

住居表示　滋賀県大津市日吉台　　丁目

地番

登記名義人

規模　□軽量鉄骨　□木造　□平屋　□2 階建て　□瓦葺き　□スレート葺き
完成　□昭和　□平成　　年　　月　　日
延べ床面積　　㎡

見守り契約委託者

住所（フリガナ）

氏名（フリガナ）　　㊞

電話番号

携帯番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　@

登記名義人との続柄　□本人　□相続人　□推定相続人

□その他（　　）

見守り契約受託者

所在地　滋賀県大津市日吉台一丁目 15-1 大津市役所日吉台支所内
名称　認可地縁団体　日吉台学区自治連合会
代表者　　㊞
電話番号
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　@

見守り契約期間

平成　　年　　月　　日　から 平成　　年　　月　　日までの一年間

第１条　（契約の目的）

甲は、空き家見守りサービス業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第２条　（空き家見守り業務の内容）

乙は別紙に定める業務を行うものとする。

第３条　（契約期間）

本契約の契約期間は、標記記載の通りとする。

第４条　（契約の更新）

本契約は、甲乙の合意により契約の更新ができるものとする。但し、本契約の期間が満了する１ヶ月前までに、甲又は乙からなんら申し出がない場合は、同一条件で契約を更新し以後も同様とする。

第５条　（契約の解除）

甲は乙が本契約に定める業務の履行に関して、本旨に従った履行をしない場合には、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないとき、又は、乙は甲が本契約に定める情報を提供しない場合も、同様に履行を催告し、その期間内に履行がないとき本契約を解除することができる。

第６条　（解約）

本契約を中途解約する場合は、甲又は乙は前条に定める場合を除き、１ヶ月前までにその相手方に文書をもって通知するものとする。

第７条　（委託料）

無料とする。但し、見守りに要する特別の費用については、甲乙事前協議の上、甲が乙に対し支払うものとする。

第８条　（権利変動に伴う処置及び通知）

甲は、売買、相続、抵当権・質権設定等により本物件の権利関係に変動が生じた場合には、その旨を速やかに書面にて、乙に通知するものとする。

第９条　（苦情への対応）

乙は甲からの苦情や業務に関する情報の提供依頼があった場合、乙は速やかに適切な対応を行うものとする。

第１０条（乙の免責事項）

乙は善良な管理者の注意をもって本物件を管理し業務を遂行するものとする。但し、乙は、下記の事由により甲が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする（但し、乙に故意又は重大な過失がある場合は除く）。

（１）犯罪による損害
（２）巡回時に生じた軽微な傷による損害
（３）火災・爆発等の事故の発生による損害
（４）天災地変等、不可抗力による損害
（５）建物設備の故障、突発事故による損害
（６）損害発生回避のために、甲に対し改善を求めたにも拘わらず改善されなかった事に起因する損害
（７）建物や土地及びそれに付随する施設等が第三者に与えた損害
（８）その他、予見ができなかった事由及び、乙の責に帰することができない事由による損害

第１１条（個人情報の取扱い）

乙は、甲の個人情報取扱については日吉台学区自治連合会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に従い、適正に取り扱うものとする

第１２条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

第１３条（その他）

本契約に定めのない事項及び運用解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は関係法規に従い、誠意を持って協議の上解決するものとする。